

社会福祉法人陸前高田市社会福祉協議会

車両貸出管理要項

(目的)

第1条 この要項は、陸前高田市内に在住する外出困難な高齢者及び障害者等の社会参加及び在宅福祉増進に寄与するため、車両を市民に貸し出すことを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 車両の貸出は次の者を対象とする。

(1) 各地区コミュニティ推進協議会

(利用対象者)

第3条 車両の利用は次のすべてに該当する者を対象とする。

(1) 市内に住民票を登録し、実際に住んでいる者で、運転手及び利用者を含めて2名以上の利用であること。

(2) 経済的理由により外出する手段が無い方への支援や、地域の支え合いの仕組みを作るための手段であること。

(3) 公共交通機関（バス、タクシー等）の社会資源が利用できない明確な理由があること。

(4) 市民ボランティアに登録すること。

(5) この要項に従うこと

(運転者)

第4条 運転者となる者は、利用対象者で用意する。本協議会から運転手の派遣は行わない。

2 運転者となる者は、本協議会に運転免許証の写しを提出しなければならない。

(貸出日及び時間)

第4条 原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、利用時間以外は一旦返還すること。

(運行対象地域)

第5条 本協議会の所在地を起点とした通算走行距離が片道20km以下の範囲を対象とする。

※例/生出：ホロタイの里 約19km、広田：黒崎温泉 約15km、大船渡：大船渡病院 約17km

(申請及び許可)

第6条 車両の貸出を受けようとする者は、別紙1の「車両利用申請書」と別紙2「車両の利用に伴う約束」を各地区コミュニティ推進協議会へ申し込むものとする。

2 各地区コミュニティ推進協議会は、利用希望者から貸出申請を受け場合は、これを審査調査し、要否を決定のうえ許可の場合は「車両利用申請書」、「車両の利用に伴う約束」を本協議会へ提出しなければならない。

3 本協議会にて審査し、利用が決定した場合、各地区コミュニティ推進協議会へ別紙4の「車両許可通知書」を交付し、各地区コミュニティ推進協議会より貸出申請者へ交付する。

(運行日誌)

第7条 運転者は備え付けの運行日誌に必要事項を記入する。

(費用の負担)

第8条 車両貸出費用については無料とする。ただし、ガソリン代は実費とし、必ず返却前に給油し返却すること

2 駐車場代、有料道路の通行料等にかかった実費については貸出申請者負担とする。

(事故報告)

第9条 貸出期間中に事故等が発生した場合、運転者は速やかに警察署に届ける等の適切な処置を行うとともに本協議会に報告し、指示を受けなければならない。

(損害賠償)

第10条 車両の貸出期間中における事故等にかかる本協議会の損害賠償は、当該車両が加入する自動車保険の範囲内とする。

2 車両貸出と返却の際、本協議会職員が立ち会い、利用者と車両の傷の確認を行う。利用中に車両の破損等が生じていた場合、利用者が修理費用を修理会社へ直接支払わなければならない。但し、修理を依頼する工場は、本協議会にて依頼する。

(運行の中止)

第11条 運行当日、天候(台風・大雨・濃霧・積雪など)により運転するには危険と本協議会が判断した場合は中止する。

(その他)

第12条 車両を利用する者に対して、「車両の利用に伴う約束」について確認・承認のうえ署名捺印を受けること。

2 署名捺印した「車両の利用に伴う約束」について、原紙を本協議会が保管し、控えを貸出申請者に渡すものとする。

3 貸出する車両及び加入する自動車損害保険は別表のとおりとする。

4 この要項に定めるほか必要な事項は、その都度会長が定める。

別表

貸出対象車両

車名	車番	定員
ニッサン セレナ	岩手 501 ほ 9095	8人

自動車損害保険

種類	限度額
車両保険	なし
対人賠償	無制限
対物賠償	無制限
搭乗者傷害	1名 5000万円、※特約 1000万円

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。